

令和5年 第1回真狩村議会定例会会議録(1日目)

○開会及び散会

開会 令和5年3月10日 午前10時18分
散会 令和5年3月10日 午後2時42分

○出席議員(8名)

1番	大町	徹	2番	安藤	義明
3番	久保田	伸一	4番	佐々木	義光
5番	陰能	裕一	6番	福田	恵子
7番	佐伯	秀範	8番	向井	忠幸

○欠席議員(0名)

○出席説明員

村長	岩原	清一	副村長	長船	敏行
教育長	齊藤	信之	総務課長	山田	浩二
企画情報課長	西田	恵治	住民課長	松枝	主範
税務課長	高橋	和義	産業課長	八丁	幸一
建設課長	加藤	克博	会計管理者	山田	かすみ
保育所長	酒井	秀利	教育次長	釜野	克己
農業委員会事務局長			代表監査委員	印南	正治
	北野	一志			

○出席議会事務局職員

事務局長	馬淵	拓哉	書記	森	妙子
------	----	----	----	---	----

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 教育行政報告
- 5 令和5年度 村政執行方針
- 6 令和5年度 教育行政執行方針
- 7 議案第1号 真狩村個人情報保護法施行条例の制定について
- 8 議案第2号 真狩村個人情報保護審査会条例の制定について

- 9 議案第 3 号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 10 議案第 4 号 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 11 議案第 5 号 真狩村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 12 議案第 6 号 真狩村地下水保全条例の一部改正について
- 13 議案第 7 号 債権の放棄について(フラワー振興公社)
- 14 議案第 8 号 債権の放棄について(水道使用料)
- 15 議案第 9 号 令和 4 年度 真狩村一般会計補正予算(第 11 号)
- 16 議案第 10 号 令和 4 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 17 議案第 11 号 令和 4 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 18 議案第 12 号 令和 4 年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)
- 19 議案第 13 号 令和 4 年度 真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 20 議案第 14 号 令和 4 年度 真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 21 議案第 15 号 村道路線の廃止について
- 22 議案第 16 号 特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 議案第 17 号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 18 号 真狩村ふれあい広場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 19 号 真狩村温泉保養センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 20 号 令和 5 年度 真狩村一般会計予算
- 議案第 21 号 令和 5 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 5 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 5 年度 真狩村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 5 年度 真狩村簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 5 年度 真狩村公共下水道事業特別会計予算

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
10:18 開会	議 長 (向井忠幸)	<p>ただいまの出席議員数は、8人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回真狩村議会定例会を開会します。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
日程1	〃	<p>日程 1</p> <p>会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番 久保田伸一君及び、7番 佐伯秀範君を指名します。</p>
日程2	〃	<p>日程 2</p> <p>会期の決定についてを議題とします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から3月16日までの7日間にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって会期は、本日から3月16日までの7日間に決定しました。</p>
	〃	<p>諸般の報告を行います。</p> <p>第1に、本定例会に村長から別冊のとおり提出がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、真狩村監査委員から令和5年1月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。2月実施した定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、総務産業常任委員長から委員会所管事務調査の報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、議員の派遣について、別紙のとおり議員を派遣したので、報告します。</p> <p>次に、本定例会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配布しております。</p>
日程3	〃	<p>日程 3</p> <p>行政報告を行います。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	村 長 (岩原清一)	<p>これを許します。 村長 岩原清一君</p> <p>令和5年第1回真狩村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中御出席を賜り、本定例会が開催できますことに対して、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>それでは、令和4年第4回定例村議会以降における諸般の行政について、御報告を申し上げます。</p> <p>『新型コロナウイルス感染症の今後の対応について』</p> <p>1月27日の政府対策本部の決定を受け、感染症法上の位置付けが、5月8日から季節性インフルエンザと同様の5類に引き下げられることに伴い、感染症対策の見直し作業を行っております。</p> <p>マスクの着用については、3月13日から個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人判断となりますが、混雑した場所に行くときや医療機関や高齢者施設の訪問時など、効果的な場面での着用を今後も推奨していくことになりました。</p> <p>令和5年度におけるワクチン接種については、感染リスクが高まる年末年始の前段で、全年代を対象に、公費負担により実施する予定ですが、高齢者や重症化リスクの高い方、医療従事者や高齢者施設等で働く方には、先行接種を行う予定です。準備が整い次第、御案内をしていくこととなりますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>基本的な感染対策は重要でありますので、「三密の回避」、「人との距離の確保」、「手指消毒」及び「換気対策」を引き続きお願いいたします。</p> <p>今定例会には、条例の制定及び改正10件、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算6件、債権の放棄2件、村道路線の廃止1件、令和5年度各会計予算6件の計25件の議案を提案させていただいておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。</p>
	議 長 (向井忠幸)	<p>これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 4	議 長 (向井忠幸)	これで行政報告は終わりました。
	”	日程 4 教育行政報告を行います。 これを許します。 教育長 齊藤信之君
	教 育 長 (齊藤信之)	<p>令和5年第1回真狩村議会定例会の開催にあたり、前回御報告させていただいた以降の教育行政について御報告申し上げます。</p> <p>はじめに、学校教育についてです。</p> <p>北海道における感染症対策のレベル分類が「レベル1」へ移行されたことに伴い、各学校においては、これまで感染リスクが高いとされていた活動を含めて、感染症対策を講じた上で全ての教育活動を再開できることとなりました。今月13日からはマスクの着用が個人の選択となることの趣旨を子供たちにも知らせ、新学期からのマスクを外した学校生活へ向けての移行を進めているところです。先行して、本年度の卒業式では児童生徒並びに教職員は、マスクを外して式に臨むことが基本となりました。これを受けて、村内校長会議において学校における基本方針を確認し、過日の真狩高等学校においても、それにのっとった形で挙行しております。この後に行われる小・中学校においても同様の取扱いをする運びとなっております。感染症対応につきましては、今後も道教委等からの通知をもとに真狩村校長会とも協議の上、方針を決定し、周知を図っていききたいと思います。</p> <p>様々な要因から登校できない状況が続いている児童生徒に対しては、スクールカウンセラーによるカウンセリングを定期的に継続しつつ、家庭や学校の別室からのオンラインでの授業参加、配布物の受取を兼ねての登校、教育支援センター「まっかりクラブ」への参加など、個に応じた支援を継続しています。改善傾向にある子もいることから、今後も孤立させることなく、それぞれに応じた対応を続けていきます。</p> <p>教育支援センター「まっかりクラブ」は、冬休みを含めて今日までに13日間開館し、延べ9名が利用しています。また、中学生を対象とした自学学習教室には、延べ46名の子が参加し、アドバイザーの支援を受けながら、それぞれ自分の課題に取り組んできたところです。冬休み中にもカウンセリングルーム「談」を開館し、保護者や子どもの相談や学習への対応を続けてきています。</p> <p>本村における次年度の入学予定児童生徒数は、小学校が13名、中学校</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>が13名となっています。過日、全ての児童生徒が参加する中で一日入学や体験入学をそれぞれ終え、授業参観や体験授業等を通して子どもたちの入学への不安を緩和し、新しい学校生活への期待を高めるとともに、保護者説明会において学校生活の概要を伝え、協力と理解をお願いしたところです。</p> <p>1月に倶知安町で開催された北海道中学校スキー大会において、2年生男子1名がアルペン競技で、3年生女子2名がノルディック競技で優秀な成績を収め、長野県で行われた全国大会への出場を果たしました。3名とも真狩からの応援を胸に、ひるむことなく全国の厚い壁に果敢に挑戦してきたところです。</p> <p>また、小学6年生男子1名、中学3年生女子1名が、ノルディック競技においてジュニアオリンピック兼全日本選抜スキー大会への出場を果たしています。小学生は昨日から長野県で、中学生は本日から名寄市で開催されるそれぞれの大会に臨んでいるところです。</p> <p>高等学校についてです。</p> <p>農業クラブ南北海道実績発表大会に4チームが出場し、分野Ⅱ類への出場のパン部会が入賞を果たし、8月に旭川で行われる全道大会へ出場することとなっています。さらに上位大会となる全国大会への出場を目標に、日々、学業に励んでいるところです。</p> <p>3月1日には、3年間の高校生活の全てをコロナ禍で過ごした26名が、感動と感謝の中、晴れやかに巣立っていきました。就職11名、進学15名という進路状況となっております。また、令和5年度の入学者選抜試験の出願者数は26名となりました。校長先生はじめ、諸先生方のこれまでの真摯な取組と実績が評価された結果と捉えています。</p> <p>社会教育について報告いたします。</p> <p>関係各位の協力を得る中、冬休み中に「小学生スキー教室」「新春書初め大会」をそれぞれ予定どおり実施し、当初の目的を達成して終えています。</p> <p>観音寺市との姉妹都市交流事業としての「小学生作品交流」が今年も行われ、両小学校並びに公民館において、順次展示を行っております。改めて、観音寺市との関係を知り、ふるさとを再発見する貴重な機会となったものと考えております。</p> <p>第50回の節目をもって最後となりました村民運動会の代替として、初となる村民レクリエーション大会（体験会）を実施しております。スポーツ推進委員の協力を得る中で、幼児・小学生が13名、大人29名の御参加をいただき、パラリンピックの正式種目である「ボッチャ」という</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 5		<p>種目をみんなで楽しみました。和気あいあいとした雰囲気の中にも一投で勝敗が入れ替わる熱戦が繰り広げられ、年齢や性別、世代を超えて交流を深め、親睦を図ることができました。より多くの方々に参加いただき、笑顔でつながる大会となっていくよう村民の皆様の声を聴きながら種目や内容の検討を行い、今後につなげていきたいと思えます。</p> <p>令和4年度の真狩村スポーツ表彰にあたり、スポーツ表彰審議会並びに教育委員会議において慎重審議の結果、4団体、5個人を選考しました。感染症対策のため規模を縮小しての実施としましたが、過日、表彰式を執り行い、長引くコロナ禍の中で優秀な成績を残した功績を讃えております。</p> <p>最後に、現在、第10期真狩村社会教育中期計画の策定が進行しております。5回にわたる策定委員会を経て、過日、原案が出来上がり、現在、村のホームページ上で公表し、意見を募っているところです。このパブリックコメントを経て、3月末には教育委員会に答申されるという見込みです。</p> <p>以上、教育行政報告といたします。</p> <p>今後も、村議会をはじめ、地域住民並びに教職員の皆様の御理解と御協力、御支援を賜り、教育行政を推進してまいりたいと思えます。引き続き、よろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (向井忠幸)	<p>これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これで教育行政報告は終わりました。</p>
	〃	<p>日程 5 令和5年度村政執行方針について、村長から発言を求められておりますので、これを許します。 村長 岩原清一君</p>
	村 長 (岩原清一)	<p>令和5年真狩村議会第1回定例会の開催に当たり、令和5年度の村政執行に臨む基本的な考え方を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様の御</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>理解と御協力を賜りたいと存じます。</p> <p>1. 村政執行の基本姿勢</p> <p>3年以上も続いた新型コロナウイルス感染症への危機対応は、感染法上の分類変更により大きな転換期を迎えます。これまで新型コロナの感染拡大は8波まで繰り返され、日常生活や地域経済など多方面に渡って様々な影響を生じさせました。</p> <p>コロナ禍での行動規制・人数制限による外食の減少、在宅勤務やオンライン授業の増加など、人と会って話す機会を減少させ、疎遠で孤立した生活は自己を優先した価値観を強め、社会全般のコミュニケーション機能は著しく低下したように思えます。</p> <p>また、昨年2月に始まったウクライナでの軍事侵攻の長期化により、世界の食料安定供給システムが破綻し、深刻な食糧不安に直面しています。加えて燃油・天然ガス・電気などのエネルギー価格の上昇は、燃料資源が乏しい消費国の日本に大きな影響を与えています。国内の製造・物流コストは高騰し、日用品・食料品といった生活必需品の値上げは、家計の負担増を招き、消費動向を鈍化させ、地域経済を支える中小企業や卸売・小売業者に暗い影を落としています。</p> <p>農業においても、原料のほぼ全量を輸入に頼る化学肥料は、著しい価格高騰を引き起こし、畜産経営では、配合飼料の価格は高止まり、加えて子牛の取引価格の急落が重くのしかかっています。</p> <p>村では、これからも新型コロナ感染防止体制を維持して、村民の新たな日常と基幹産業を中心とした地域経済を守り、支えながら持続可能な村づくりに取り組みます。</p> <p>コロナ禍では、地域間・組織間のデータが十分に活用できないなど様々な課題が露呈しました。真狩村では自ら担う行政サービスの制度や組織の在り方などをデジタル化に変革させるため、引き続き「地域活性化起業人派遣事業」を活用し、「新たな日常」の原動力として自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進していきます。</p> <p>SDGsの推進や2050年のカーボンニュートラルの実現のため、植林・森林管理によるJ-クレジットの創出を目指し、「森林吸収プロジェクト」認証の検討をします。また、不安定な世界情勢や原油の高騰などを踏まえ、真狩村における地域再生可能エネルギーを調査し、地域脱炭素の推進による環境問題の解決と地域経済の成長を実現するために地産地消によるエネルギーの構築を目指します。</p> <p>農業生産に欠かせない肥料の高騰に対して、経営負担の軽減のため、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>化学肥料価格高騰対策支援事業を実施します。併せて過剰施肥を防ぎ、有機物の施用と土壌微生物の有効活用やスマート農業の推進など環境にやさしい農業、リスクにも強い農業を目指さなければなりません。</p> <p>子育てしやすい環境には、子どもたちが安心・安全に遊べる“空間”が必要であり、これまで要望も多かった「キッズパーク」をフラワーセンター南側スペースに整備します。隣接する円形ハウスを利用することで天候に影響されることなく、いつでも親子が集うことができる公園となります。</p> <p>こうした考えのもと、次世代につながる未来に向け、これまでの事業をしっかりと推し進め、加えて、新しい視点からの事業にも果敢に取り組みながら、令和5年度村政執行にかかる各般の施策をより充実させるため、職員と共に力強く進めていきます。</p> <p>2. 行財政について</p> <p>(1) 財政の現状と予算編成について</p> <p>我が国の経済は、コロナ禍から徐々に社会経済活動が正常化されつつある中、緩やかな回復の兆しが見える一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退への懸念など、我が国の経済を取り巻く環境は厳しさが増えています。</p> <p>本村においても、これら国の経済対策の動向に十分注視するとともに、社会経済情勢の変化に柔軟な行政運営を行いながら、活力ある村づくりを進めます。</p> <p>令和5年度の予算であります。一般会計と五つの特別会計を合わせた予算総額は、31億6,691万2千円となり、対前年度比1.8%の増となっております。一般会計予算は、27億375万5千円となり、対前年度比4.3%の増となりました。</p> <p>一般会計の歳入では、村税で、農業所得、営業所得などについて、これまでの実績を踏まえ税収を見込み、前年度から861万6千円増額の課税標準額2億3,294万円6千円を見込みました。収入割合が56%を占める地方交付税は、実績と国の動向などを勘案し、前年度から1千万円増額の15億1千万円を見込んでおります。また、不足する財源については、財政調整基金や公共施設整備基金などの基金を8,538万1千円取り崩し、収支の均衡を図りました。</p> <p>歳出では、総務費で、フラワーセンター・キッズパーク整備工事による増加分があるものの、共済住宅の購入と共済住宅屋上防水などの施設整備工事の完了などにより、1,344万5千円の減額となりましたが、土</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>木費で、村道北8線社新道線道路改良舗装工事などにより6,628万7千円の増額、衛生費で俱知安厚生病院第2期整備費用負担金の増加に伴い2,536万7千円の増額、農林水産業費で、道営水利施設等保全高度化事業により3,896万4千円の増額となり、総額で前年度を4.3%上回る予算編成となりました。</p> <p>行政全般にわたるコスト意識を一層高めながら、経費の節減による予算の執行と村税をはじめとする積極的な歳入の確保を図り、安定した財政基盤の維持に努め、地方創生に対応した行政事務などのサービス向上に努めます。</p> <p>(2) 安全で安心な村づくりについて</p> <p>近年の気候変動に伴う大規模な災害が、全国各地で発生しています。本村では、甚大な被害を伴う災害は発生しておりませんが、災害は、いつ・どこで起きるか予測ができません。今後も災害時に備えた非常用食料等の備蓄を計画的に進めるとともに、真狩村地域防災計画に基づき、災害意識の高揚を図りながら防災体制の強化を図ります。</p> <p>村民の生命・財産を守る消防・救急業務は、行政の重要な責務として位置づけており、複雑多様化する災害に対する迅速な対応が求められていることから、地域の火災予防体制に万全を期す地域消防力の向上を図ります。</p> <p>また、地域住民の最も身近な存在である消防団については、団員定数を確保しながら必要な安全装備品の整備等を進め、現場活動の向上と活性化に努めます。</p> <p>交通安全対策については、村民を交通災害から守るため、村民参加による交通安全運動を推進するほか、関係機関と連携しながら、各種取組を推進します。</p> <p>消費者行政については、国の財政支援を活用し7町村で設置した「ようてい地域消費生活相談窓口」を維持するとともに、消費者相談の取組を積極的に推進するなど、消費者の安全・安心を確保するための消費者行政に取り組みます。</p> <p>(3) 行政諸事務について</p> <p>本年度は、知事・道議会議員選挙及び村議会議員選挙の統一地方選挙が実施されます。選挙事務の適正な管理執行に努め、投開票事務作業がスムーズに行えるよう、公正な選挙事務に努めます。</p> <p>社会情勢の急速な変化に伴い、行政における課題も複雑かつ多様化しており、柔軟かつ弾力的に判断決定できる体質の構築が求められています。各種研修へ職員を派遣するなど、職員の意識・能力の向上及び組織</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>の活性化に務めながら行政サービスの向上を図ります。</p> <p>3. 力強い農業と豊かな農村の実現</p> <p>昨年を振り返りますと、融雪は平年並みとなり、また天候にも恵まれ、植付など春耕作業は順調に進みましたが、5月の低温と6月の日照不足により生育の遅れが目立ち、7月以降は雨天が多く、8月16日には豪雨があり、圃場からの土壌の流出や野菜全般に軟腐が見られるなど、作物の生育に大きな影響を与えました。</p> <p>基幹作物の品質・収量は、馬鈴薯では空洞、長玉が多く発生するなど、全般的に平年をやや下回る結果となりましたが、野菜市場価格は概ね高値で推移し、農業粗生産額は前年度をやや上回る結果となりました。</p> <p>さて、農業・農村を取り巻く情勢ですが、ロシアのウクライナ侵攻により、国際情勢の変化に伴うエネルギーや原材料などの価格高騰、急激な円安の進行により世界経済だけではなく、化学肥料・配合飼料をはじめとした生産資材の高騰により、農業経営に甚大な影響を及ぼしています。</p> <p>このような状況のなか、国や北海道においては価格高騰による農業経営の影響緩和対策を打ち出しており、真狩村においても、「真狩村化学肥料及び配合飼料価格高騰対策支援事業補助金」により、農業経営の影響を緩和し安定した農業の経営継続を支援しました。</p> <p>また、国では一昨年より、気候変動対策や生産者の減少等に対し、「みどりの食料システム戦略」として、生産力向上と持続性を両立させる農業を2050年までに目指しており、現在、北海道と道内179市町村共同により、「北海道基本計画（案）」を策定しており、真狩村においても、基幹産業の農業の持続的発展のため、取組を推進します。</p> <p>国費補助事業については、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、農地・農道などの地域資源の質的向上を図る活動を支援する多面的機能支払交付金事業、農業経営の発展・改善を目的として、金融機関からの融資を活用して農業機械等を取得する場合に支援する、経営体育成支援事業等について取り組めます。</p> <p>単独事業では、GPSガイダンスシステム導入補助、営農用水貯蔵タンク設置補助について支援します。</p> <p>また、前年度に引き続き化学肥料の高騰対策のため、「真狩村化学肥料価格高騰対策支援事業補助金」により、農業経営の影響緩和、安定した経営継続を支援します。</p> <p>酪農・畜産については、ようてい乳牛検定組合運営事業補助を引き続</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>き行い、村営美原牧場についても、化学肥料高騰に対応し、引き続き指定管理者による健全で効果的な管理運営を行います。</p> <p>民有林の整備については、豊かな森づくり推進事業による植栽事業補助、森林環境譲与税交付金を活用した下刈事業補助を行い、また、森林環境譲与税交付金の効果的活用を検討します。</p> <p>村有林の整備においては、国の温室効果ガス削減に向けた森林吸収源対策としての森林整備のため、植林など適切な森林施業を行います。</p> <p>エゾシカ、アライグマなどの鳥獣による農業被害防止対策については、猟友会など関係機関の御協力等をいただきながら、巡回及び捕獲活動に取り組むとともに、侵入防止柵等の購入費助成を行い、農業被害の軽減に努めます。</p> <p>4. 未来につながる地域づくりの推進</p> <p>脱炭素について、美しい農村風景を未来の子供たちに残すために、森林整備や再生可能エネルギー導入などの温暖化対策の方針を定め、温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指します。</p> <p>移住・定住対策として、約1万㎡の社地区村有地で分譲地の造成工事を開始します。本事業は造成工事から販売までを民間事業者が行うもので、分譲地の竣工は7月頃を予定しており、坪単価は4万円未満で販売いたします。</p> <p>急速に進むデジタル社会への対応として、「地域活性化起業人制度」を活用した役場組織のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を前年度に引き続き推進します。</p> <p>児童幼児が楽しめる「フラワーセンター・キッズパーク」を真狩フラワーセンター裏の敷地内に整備します。公園内は児童ゾーン、幼児ゾーン、ふわふわドームゾーンの三つのゾーンに分かれ、それぞれが安全に遊べる環境づくりを進めます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済の低迷は長期に及び、商工業者を取り巻く環境は大変厳しいものがありますので、引き続き、村内経済の持続性を確保するとともに、中小事業者の育成・強化を図るため、商工業者の支援を行います。</p> <p>村内観光動向は、新型コロナウイルス感染症による影響が顕著に表れ、観光入込数は減少しております。アフターコロナにおける村のPRを継続するため、真狩村観光協会と連携し、情報発信に取り組みます。</p> <p>まっかり温泉では、未就学児を無償とするため、小人入館料の年齢区分を小学生とします。なお、まっかり温泉利用促進事業が終了するため、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>入館料金は通常料金に戻りますが、回数券は12枚から15枚へ増量し、利用促進につなげます。今後も指定管理者である真狩村商工会と連携し、まっかり温泉の利用促進を図るとともに、適正な施設管理に努めます。</p> <p>真狩フラワーセンターは、令和4年度からシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を新たな指定管理者として指定し、百円均一ショップの開設や円形ハウスの新たな利用を進めていますが、今後も魅力ある道の駅真狩フラワーセンターを目指して適正な施設運営に努めます。</p> <p>羊蹄山自然公園では、羊蹄山を眺望できる自然公園という好条件や、近年のキャンプブームを活かし、利用者の増加につながるよう活性化を進めます。</p> <p>一般廃棄物の処理及びし尿処理等につきましては、ごみ減量化につながる啓蒙・啓発などを進め、適切な運営に努めます。</p> <p>5. 健康とつながりを大切にす地域づくり</p> <p>健康的なからだをつくるには、栄養バランスのとれた食事や適度な運動、十分な睡眠をとり、正しい生活習慣を定着させることが重要です。</p> <p>乳幼児期から高齢者まで継続した生活習慣の改善や定期的な健康診査と病気の早期発見のためのがん検診等を実施し、健康意識の醸成を図るため、引き続き保健指導を行います。</p> <p>倶知安厚生病院第2期整備事業の進捗は、令和4年度に精神神経科病棟の改修、北棟と保育所等の解体撤去までが終了しています。本年度4月からは、増築棟の建設工事を着工し、令和6年11月までにリニューアルオープンを予定しています。</p> <p>倶知安厚生病院はこれからも、地域センター、災害拠点病院としての役割を担い、病院経営の効率化のため地域に合った機能転換に向けた要請活動を継続し、国・北海道へ財政支援を求めていきます。</p> <p>後志の神恵内村、泊村及び留寿都村と連携し、生まれてきた子供たちに生年月日と名前が刻印された、世界に一つだけの「君の椅子」の贈呈を始めました。本年度も引き続き「生まれてくれてありがとう」の気持ちを込め、出産祝品贈呈事業を実施します。また、子供を産み育てやすい環境づくりのため、出産・子育て応援給付金を支給します。</p> <p>子育て家庭への経済的負担の軽減と移住定住の促進のため実施していた3号認定こどもの保育所利用者負担金減額は、引き続き期間を3年間延長します。</p> <p>障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよ</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>う、必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を障害者支援施設や障害福祉サービス提供事業所などと連携していきます。</p> <p>認定こども園まっかり保育所では、就労等で家庭保育ができない子どもたちには保育所としてのサービスを提供し、それ以外の3歳以上の子どもたちには幼稚園と同様な受け入れを行い、幼保一元化し、健全な子供の育成に努めます。</p> <p>子育てをする若い世帯の相互交流の場として、子育て相談、情報提供、各種講座の開催や助言などの援助を真狩村地域子育て支援センター「ゆうゆう」を拠点に、家庭と地域のつながりを大切にしながら子育て支援の充実に努めます。</p> <p>国民健康保険事業では、保険料負担を負担能力に応じた公平なものとするため、保険税賦課限度額を医療給付費等の増加や限度額超過世帯割合が0.5%から1.5%台となるよう、限度額を2万円引き上げ104万円に改正します。</p> <p>野の花診療所では、本年度も適切な医療を確保するため、老朽化した医療機器の更新を行います。</p> <p>高齢者の方が、住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送るため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に努め、関係機関との連携を大切に、相談や見守り体制等の生活支援サービスの整備や医療・介護との連携推進に努めます。</p> <p>6. インフラの長寿命化と農業基盤の整備</p> <p>安全で快適な暮らしを実現するために、公営住宅や道路、簡易水道・下水道など長寿命化のための施設管理と計画的な整備、また農業・農村の持続的発展のため、生産の基盤となる農地整備を進めます。</p> <p>村道の整備につきましては、昨年に引き続き北7線通り舗装補修工事、社地区宅地造成に関連し北8線社新道線改良工事。橋梁長寿命化事業については、15号橋補修工事のほか、6号橋補修設計、第2泉橋など橋梁の定期点検を行い、より長期間の使用を可能とするための計画的な改修を進めます。その他村道及び河川の維持補修につきましては、地域の要望や破損など、緊急性のあるものを優先に実施します。</p> <p>除雪事業につきましては、冬期間の安全な交通確保と快適な生活環境を守るため、効果的な除排雪に努めます。</p> <p>公営住宅につきましては、「真狩村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存公営住宅の屋根塗装・外壁改修工事など、長期的活用や住宅環境の</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>改善を図り、適正な維持管理に努めます。</p> <p>ふれあい広場パークゴルフ場につきましては、健康増進、憩い、交流の場として適正管理を行い、コロナ渦で落ち込んだ利用者数の回復に努めます。</p> <p>簡易水道及び下水道事業につきましては、適正な維持管理を行いながら、快適な生活環境の向上と水質の管理・保全に努めます。</p> <p>農業基盤の整備につきましては、引き続き「道営水利施設等保全高度化事業」により、区画整理・暗渠排水等の工事を実施するとともに、受益農家の負担軽減に取り組みます。</p> <p>7. 夢や希望を育む教育環境整備</p> <p>(1) 学校教育の推進</p> <p>小・中学校においては、新しい時代の学校教育の姿として、一人1台端末環境のもと「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び」の実現が求められています。</p> <p>質の高い、豊かな学びの保障にあたっては、日々の授業改善が必須であり、教員もまた学ぶことが求められます。校内はもとより、義務教育9年間を見通した小中連携による村内での研修機会の拡充を図り、小中一貫教育の前進とともに、学び続ける教師のもとに、学び続ける児童生徒を育てます。</p> <p>学習支援員の配置や教育支援センター「まっかりクラブ」の運営等により個々に応じた学習支援の充実を図るとともに、今年度からの小学校の統合に伴い環境が変わる子どもたちには、学校組織を挙げて、安心して学び自己実現を目指すことができる環境を保障します。</p> <p>子どもたちの今と将来のために、変化する時代に対応できる力、豊かな心と健やかな体を育成し、地域とともにある学校づくりの推進に取り組みます。</p> <p>高等学校においては、農業科目や農業クラブ活動を活用した探究的な学びや6次産業化に対応した体験的な学習機会の充実を図り、農業と食を中核とした産業人を育成する専門的教育を進めます。</p> <p>また、伝統芸能の継承や各種ボランティア活動などを通じ、地域との関係を深め、地域に愛され必要とされる学校づくりを進めます。</p> <p>児童生徒や教職員が安全で快適な学習や学校生活を送ることができるよう学校施設の改修、教材・備品の整備をはじめ、教員住宅の改修など、教育環境整備・充実に努めます。</p> <p>(2) 社会教育の推進</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>社会教育の推進については、令和5年度を初年度とする第10期社会教育中期計画の実現に向け、計画に基づき各種生涯学習事業や活動を推進します。</p> <p>芸術・文化・文化財の保存・継承は、行政が果たすべき重要な役割であると考えており、将来にわたって保存・継承される持続可能な取組を継続します。</p> <p>スポーツ振興につきましては、ポストコロナの社会的状況を鑑みながら、老若男女が楽しめる種々のイベントや大会の随時再開と新種目を体験する機会を設けるなど、スポーツの普及を図るとともに多くの村民が参画できる環境づくりに取り組みます。</p> <p>むすび</p> <p>令和5年度一般会計の予算規模は、27億375万5千円であり、うち地方交付税は15億1,000万円を計上しております。特別会計を含む全会計予算は31億6,691万2千円となりました。</p> <p>一般財源の動向は、インフレによる物件費などの歳出の増加が予想され、その財源分を基金取崩しと地方交付税の増額で補填しております。</p> <p>人口減少・少子高齢化による社会保障問題、公共施設等の老朽化や激甚化・頻発化する自然災害など、複雑化する諸課題と多様化する村民ニーズへしっかりと対応するため、より一層の健全な財政運営に努めます。</p> <p>政府は新型コロナウイルス感染症を5月連休明けから「5類」へ移行する方針を決定したことは、新たなコロナ時代の幕開けとなる喜ばしいニュースでもあります。今後、家庭や学校、職場など日常の中で混乱を来すことのないように、しっかりと状況把握に取り組みなければいけません。</p> <p>「細心にして大胆なれ」</p> <p>物事に慎重すぎるとは大胆なチャレンジ精神を注ぎ落とし、大胆さだけあればよいわけでもない。今の先行き見えない不安定な社会情勢の中ではバランス性を欠くことはできません。</p> <p>これからも行政と議会の両輪のバランスを保ちながら、過度に失敗を恐れず、広い視野と細心な用意でチャレンジを始めていきます。そして新しい時代を着実に前進できる村政の運営にまい進していきます。</p> <p>議員各位及び村民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、令和5年度の村政執行方針といたします。</p> <p>御清聴ありがとうございました。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
11 : 10	議 長 (向井忠幸) 〃	<p>以上で、村政執行方針が終わりました。</p> <p>ここで15分間休憩といたします。 25分より再開いたします。 休憩です。</p>
11 : 25	〃	休憩を解き、会議を再開します。
日程6	〃	<p>日程 6</p> <p>令和5年度教育行政執行方針について、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。 教育長 齊藤信之君</p>
	教 育 長 (齊藤信之)	<p>令和5年第1回真狩村議会定例会の開催にあたり、教育行政執行方針について申し上げます。</p> <p>Society5.0時代に向けた社会の劇的な変化や新型コロナウイルス感染症の拡大など、先行き不透明で予測困難な時代の到来を実感しています。</p> <p>これからの社会を生きる子どもたちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働して社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができる資質・能力を身に付けることが求められています。</p> <p>また、誰もが生きがいを感じることでできる包摂的な社会の実現に向け、新しい時代に呼応した社会教育の推進が必要です。</p> <p>関係機関はもとより、学校・家庭・地域の連携を図り、生涯にわたる学びに向かう姿勢の構築と教育環境の整備・充実に努め、教育行政の執行に全力で取り組みます。</p> <p>I 学校教育 1 義務教育について</p> <p>目指すべき新しい時代の学校教育として、一人1台端末環境のもと、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努めることが求められています。</p> <p>全ての子どもは、学ぶことを通じて未来に向けて成長しようとする力をもつものであり、学校での学びの質を高め、豊かなものとしていくこ</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>とは、学習内容を深く理解し、必要な力を獲得するとともに、学び続ける意欲を育てます。</p> <p>子どもたちの今と未来のために、変化する時代に対応できる力、豊かな心と健やかな体を育て、地域とともにある学校の具現化を目指します。</p> <p>各学校において、これまでに積み上げてきた実践をもとに、一層の授業改善を進め、子どもたちが意欲的に学び、「わかる・できる」を実感し、自分の学びと高まりを自覚できる授業づくりに取り組みます。</p> <p>その土台となるのは、子どもたち一人一人が安心して学びに向かうことのできる環境であり、全教職員の参画と協働のもとに、互いに認め合い、支え合う温かい学校づくりを進めます。</p> <p>子どもの成長や学びは一人一人異なるものであり、個々の状況を的確に捉えた上で、きめ細かな指導や支援を行うことが必要です。学習支援員の配置、習熟度別少人数指導、放課後や長期休業中の学習サポートなど、学び続けようとする児童生徒への支援体制を整えます。</p> <p>また、一人1台端末環境を積極的に活用し、従来の指導方法とICTの最適な組合せによる子どもを主体とした問題解決的な学びの充実を図ります。</p> <p>外国語教育につきましては、外国語指導助手の配置により、英語を使用する機会の拡充を図り、実践的なコミュニケーション能力の育成と異文化理解の促進を図ります。また、目標をもって英語スキルの向上を目指すことができるよう英語検定試験の受験料への助成を行います。</p> <p>社会環境の変化や産業・経済の構造的変化は、子どもたちの将来の捉え方に大きな変化をもたらし、現在、子どもたちは将来の夢や希望を描くことが難しくなっています。学ぶことの楽しさを通して、未知の経験に関心を持ち、生涯にわたって学び続ける意欲の維持につながるキャリア教育は、大変重要です。多様な生き方に触れ、体験することを通して、自分の生き方を考え、自立した社会人となるための基盤を形成する探究的な学びの充実を図ります。</p> <p>子どもたちの深い学びを実現するためには、教師の学びによる授業改善の積み重ねが必要です。個々のキャリアに応じた研修、校内はもとより小中連携を進める中での研修など、授業力向上を目指した学び合いの機会を保障し、学び続ける教師のもとに、学び続ける子どもを育てます。</p> <p>小学校の統合に伴い環境が変わる子どもをはじめ、全ての子どもの学校生活が、楽しく充実したものとなるよう、学校が一丸となって取り組みます。温かい学校づくりを進めるとともに、全教職員がよき相談相手となれる関係を築き、小さなサインを見逃すことなく、安心して学校生</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>活を送ることができる環境をつくります。</p> <p>2 高等学校教育について</p> <p>「地域に愛され必要とされる学校づくり」を目指し、地域や関係機関との連携のもとに農業や食を中核とした産業人を育成する特色ある専門教育を進めます。</p> <p>農業科目や農業クラブ活動を活用した探究的な学びや生産物・加工品の販売など6次産業化に対応した体験的な学習機会の充実を図り、栽培から加工・調理、流通・販売に至る系統的な教育を実践します。</p> <p>ロボットトラクターやドローン等を活用したスマート農業の推進、GAP教育の充実による国際認証基準に対応した農業生産の実践、有機農業を推奨した安全で安心な農業生産などに取り組み、グローバル化やICT化に対応した開かれた農場経営を推進します。</p> <p>また、村の伝統芸能である「浦安の舞」の継承や各種ボランティア活動を通じて地域との関係を深めながら、主体的に行動できる人材育成に取り組みます。</p> <p>インターンシップや企業見学などのキャリア教育を積極的に取り入れ、進路ガイダンスや進路相談、保護者懇談会を通してきめ細かな進路指導を進めます。また、生徒にとって幅広い選択が可能となるよう専門学校や短大、大学等の受験に向けた対応や対策にも丁寧に取り組みます。</p> <p>あわせて、部活動を通して健全な心身を養うとともに、人間関係形成能力を培い、目的に向けて仲間と協力して行動する力を育みます。</p> <p>生徒募集にあたっては、これまでの実績や魅力を積極的に発信し、学校訪問や保護者説明会などを通して信頼を高め、地元はもとより他町村からも進学先として選ばれる学校となることを目指し、創意ある取組を行います。</p> <p>3 いじめ、不登校等への対応について</p> <p>いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、心身の健全な成長や人格の形成に大きな影響を与え、時に生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で臨みます。</p> <p>本村では、今年度より保育所から高校まで各校種が1校ずつとなり、幼児期並びに義務教育9年間は、同一の仲間と同一の施設で過ごすこととなります。子どもたちの対等で自由な人間関係への配慮を怠らず、それぞれの個性や特性が受け入れられる共感的な関係を土台とした共生社</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>会としての学校づくりに取り組みます。</p> <p>一人一人を大切にしたりわかりやすい授業と発達支持的生徒指導とを一体的に充実させ、全ての子どもが、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう全教育活動を通じた取組を進めます。</p> <p>定期的なアンケートや教育相談の実施により、いじめの早期発見と積極的な認知に努め、組織的な対応と学校・家庭・行政の連携のもと早期の解決・解消を目指します。</p> <p>様々な要因から登校することが難しい状況にある子には、別室登校や時差登校のほか、オンライン学習、教育支援センター「まっかりクラブ」の活用など、個に応じた幅広い受け皿を用意し、共感的に寄り添いながらそれぞれの支援に当たります。また、「まっかりクラブ」については、困り感のある全ての子どもたちに学習の場として提供するほか、長期休業中や放課後の学習の場としても提供していきます。</p> <p>そのほか、カウンセリングルーム「談」の開館、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など、教育委員会と学校が一体となった取組を進め、全ての児童生徒、保護者が心理的な安心が担保された中で学校や社会への適応を図ることができるよう教育相談体制の整備・充実を図ります。</p> <p>4 学校間連携の推進・強化について</p> <p>子どもたちに豊かな人間性を育むためには、様々な人とかかわり、人間関係を築きながら協働的に物事を進める経験が必要です。思いやりの心や規範意識、コミュニケーション能力を育てるとともに、成功体験を積み重ね、誰かの役に立つ有用感を高める異学年交流や異校種間連携の一層の推進を図ります。</p> <p>保育所から小学校への入学、小学校から中学校への進学に際して、環境や指導方法の変化による子どもたちの戸惑いや不安を解消・緩和し、個や集団に関するきめ細かな情報共有を図ることをねらいとした段階間での円滑な接続と連携の強化を図ります。</p> <p>小学校と中学校においては、相互の授業参観や乗り入れ授業の実施、小学生の中学校への体験登校日の設定、児童会・生徒会合同での取組、教育課程を共有した系統的・継続的な学びの確立など、小中一貫教育の実現に迫る具体的な取組を前進させていきます。</p> <p>保育所と小学校においては、スタート・カリキュラムに基づく生活科実践を中心に、園児と小学生が交流する機会をつくり出すとともに、保育参観や授業参観を通じた職員間の情報共有を強化します。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>また、これまでに取り組まれてきた小中学校と高校との連携事業を継続するほか、子どもたちの成長に資する意義ある新しい連携の可能性を探り続けていきます。</p> <p>5 学校における働き方改革について</p> <p>子どもにとって最大の教育環境は、毎日、直接触れ合う教師であり、教師がやりがいをもってはつらつと子どもたちに向き合うことが、子どもたちの明るく前向きな学校生活につながります。</p> <p>教師のこれまでの働き方を見直し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うために「真狩村立学校における働き方改革行動計画」にのっとり、より実効性の高い働き方改革を推進します。</p> <p>学校閉庁日や定時退勤日の設定、出退勤管理システムや1か月単位の変形労働時間制の活用等の取組により一定の効果が認められる一方で、職種や担当分掌、部活動指導等に起因する課題が依然として残ります。</p> <p>部活動に関しては、練習時間の上限や休養日の設定などガイドラインに基づいた適正化と休日における教師の負担軽減が求められています。部活動が生徒にとって教育的意義の高い活動であることを踏まえつつ、段階的な地域移行を視野に持続可能なあり方を検討していきます。</p> <p>3年間に及んだコロナ禍の中、様々な創意工夫のもとに実施してきた学校行事については、働き方改革の視点を織り交ぜ、全てをコロナ前に戻すのではなく、子どもにとっての意義を問い直し、再構築することが重要です。豊かな学校生活や人間的成長を保障する観点から教育課程全体の見直しを図り、時代に即したニューノーマルな学校行事を実施し、特色ある学校づくりを進めます。</p> <p>また、複雑化・多様化する課題の解決に向け、校長のリーダーシップのもとに「チームとしての学校」を作り上げ、個々の教職員の専門性や持ち味を生かし、共感と協働のもとに組織として対応する学校づくりを進めます。</p> <p>未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要です。地域とともにある学校への転換を図り、コミュニティ・スクール導入に向けた基盤整備に取り組みます。</p> <p>II 社会教育</p> <p>1 生涯学習の振興について</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>「人生100年時代」を迎え、学習活動や社会参加活動を通じた心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められているほか、社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされています。また、地域社会の中で多世代が交流することは、居場所と出番のある社会を実現し、地域における支え合いを促すなど、大きな意義をもつものです。</p> <p>桂長寿大学や公民館講座、ニーズに即した講演会やセミナー、文化団体協議会による「文化祭」や「芸能発表大会」、各文化サークルや個々の趣味・特技の披露など、様々な学びとその成果発表の場を提供し、豊かさと潤いを生み出す生涯学習の推進に努めます。</p> <p>読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとし、人生をより深く生きる上で欠かせないものです。子どもたちをはじめ、村民の読書への関心を高め、豊かな読書経験を生み出すため、ニーズに応じた新刊図書の購入や道立図書館からの借入れ、移動図書の充実、読書まつりの開催、読み聞かせ活動など、関係各位の協力を得る中で取組と活動を進めます。</p> <p>また、各地区の生涯学習振興会を通して学ぶ機会を創出し、ともに学び合う楽しさを基盤として地区コミュニティの構築と活性化を目指します。</p> <p>2 芸術・文化の振興について</p> <p>本村の伝統芸能である「浦安の舞」については、現在、真狩高校生に引き継がれていますが、地元生徒の入学者の減少に伴い、持続可能な対応が求められているところです。ふるさと教育の一環として理解を深めるとともに、児童生徒の興味・関心を高め、のちの後継者となり得る人材を一人でも多く確保することに努めていきます。</p> <p>「真狩祝い太鼓」「赤坂奴」については、時代の流れの中で活動を続けることが困難となり、現在、活動を休止しています。後世に引き継ぐべき価値ある伝統芸能として、映像等の記録を紹介するなど、より多くの人の目に触れ、理解を深める機会の拡充を図ります。</p> <p>「羊蹄ふるさと館」については、本村の歴史・文化遺産保存の拠点施設として、引き続き整備と活用を図っていきます。これまでに保存文化財の整理、台帳整備、展示の工夫等に継続的に取り組んできていますが、今後も創意工夫を図りながら、期間を限定しての開館や要望に応じた臨時開館など、より多くの利用者に入館いただく努力を続けるとともに、児童生徒の学びの場としての活用促進を図ります。また、閉館時におい</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 7	議 長 (向井忠幸)	<p>ても特設テーマによる「移動展示会」を開催するなど、村民に対し本村の文化財の一層の周知と理解を深める機会を設けます。</p> <p>3 スポーツの振興について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各種大会や運動機会が制限されたことにより、社会の活性化に寄与する力など、スポーツが有する価値が再認識されました。</p> <p>年齢や性別に関係なく様々な立場の人が、ともにスポーツに参画し、つながりの中で楽しみ、共生社会の実現と健康増進、地域の活性化を図る環境の整備に努めます。ポストコロナの状況を鑑みつつ、各種大会やスポーツ教室、登山会等の開催、新種目の普及、体育協会・スポーツ少年団への活動支援、体育館開放事業の推進など、スポーツの振興を図る取組を進めます。</p> <p>未来を担う子どもたちの健やかな成長と村民の皆様が喜びを感じ豊かな人生を送ることができる村づくりに向けて、学校・家庭・地域の連携と関係団体の協力をいただきながら教育行政を推進してまいります。</p> <p>村民の皆様、そして村議会の皆様、並びに関係各位の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>御清聴ありがとうございました。</p> <p>以上で、教育行政執行方針が終わりました。</p>
	副 村 長 (長 船 敏 行)	<p>日程 7</p> <p>議案第 1 号 真狩村個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> <p>議案第 1 号 真狩村個人情報保護法施行条例の制定について 真狩村個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。</p> <p>令和 5 年 3 月 10 日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページ以降が制定条例本文になっております。</p> <p>提案理由につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体にも法が一律に適用されることになったことに伴い、現行</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>の真狩村個人情報保護条例を廃止し、法で規定が必要とされた事項などを定めた条例を新たに制定するものです。</p> <p>条例は5条立ての構成となっており、第1条は条例の趣旨、第2条は用語の定義について、規定するものです。</p> <p>第3条は、開示請求の手数料について、現行の運用どおり手数料を無料とし、コピー代及び郵送代は実費を徴収することを規定するものです。</p> <p>第4条は、真狩村個人情報保護審査会への諮問事項について、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことができるよう規定するものです。</p> <p>第5条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めることを規定するものです。</p> <p>附則の第1条として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。</p> <p>第2条は、真狩村個人情報保護条例を廃止することを規定するものです。</p> <p>第3条は、現行条例の廃止に伴う守秘義務、開示、訂正及び利用停止の取扱いについては、従前の例によることを規定しております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
	議 長 (向井忠幸)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから 議案第1号 真狩村個人情報保護法施行条例の制定についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 8	議 長 (向井忠幸)	(異議なし) 異議なしと認めます。 議案第 1 号 真狩村個人情報保護法施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。
	副 村 長 (長船敏行)	日程 8 議案第 2 号 真狩村個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君 議案第 2 号 真狩村個人情報保護審査会条例の制定について 真狩村個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。 令和 5 年 3 月 10 日提出 真狩村長 岩原清一 次のページ以降が制定条例本文になっております。 提案理由につきましては、議案第 1 号で説明したとおり、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、真狩村個人情報保護審査会、以下審査会と呼ばせていただきますが、その設置を規定している真狩村個人情報保護条例を廃止したため、個人情報の開示請求等に係る審査請求があった場合の諮問機関として、審査会を設置するため、本条例を新たに制定するものです。 条例は 10 条立ての構成となっており、第 1 条は、今申し上げた目的により審査会を設置するものです。 第 2 条は、審査会が行う調査審議等について、規定するものです。 第 3 条は、審査会の委員を 5 人以内にすることを規定するものです。 第 4 条は、委員の委嘱、任期、職務上の義務を規定するものです。 第 5 条は、実施機関から諮問された事件についての審査会の調査権限について、規定するものです。 次のページの第 6 条は、審査請求人等が審査会において、口頭による意見陳述の機会の付与について規定するものです。 第 7 条は、審査請求人等が意見等の提出権を有する旨を規定するとともに、その提出について一定の制限を課すことを規定するものです。 第 8 条は、審査請求人等が審査会に提出された意見書又は、資料の閲

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>覧を求めることができることなどを規定するものです。</p> <p>第9条は、審査会の答申書の写しの送付及び公表について規定するものです。</p> <p>第10条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることを規定するものです。</p> <p>附則の第1項として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。</p> <p>次のページの第2項は、旧条例に基づく審査会委員であった者は、この条例施行の際に新条例に基づく審査会委員として委嘱されたものとみなすことを規定するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (向井忠幸)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第2号 真狩村個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号 真狩村個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。</p>
日程9	〃	日程 9

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>議案第3号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長 船 敏 行)	<p>議案第3号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和5年3月10日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、最後のページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から法の改正により民法及び児童福祉法における懲戒権、いわゆる親権者又は後見人が、子どもに対してしつけなどを行う権限となりますが、これに関する規定が削除されたことに伴い、関連する第26条を削除するものです。</p> <p>附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
	議 長 (向 井 忠 幸)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 10	議 長 (向井忠幸)	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから 議案第 3 号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 議案第 3 号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>日程 10 議案第 4 号 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長 船敏行)	<p>議案第 4 号 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和 5 年 3 月 10 日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料の 1 ページをお開きください。 改正理由につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う部分及び議案第 3 号と同じ理由により本条例について所要の改正を行うものです。 感染症まん延時の業務継続の課題や近年の子どもが巻き込まれる事故の多発等を受け、対策のため、国の運用基準が改正されましたので、同じく本条例を改正するもので、第 8 条の 2 は、利用乳幼児の安全確保に</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>関する安全計画の策定、職員、保護者への計画内容の周知、安全を確保するための研修・訓練の定期的な実施、必要に応じた計画変更に係る義務規定を新設するものです。</p> <p>第8条の3は、利用乳幼児の移動のために自動車を運行する際の所在確認の実施に係る義務規定を新設するものです。</p> <p>2ページの第11条は、他の社会福祉施設と併設され、保育に支障がない場合の設備及び人員の共用を可能とするよう改正するものです。</p> <p>3ページの第14条は、議案第3号と同じ理由により削除するものです。</p> <p>第15条第2項は、感染症等の予防及びまん延防止のための研修・訓練の定期的な実施に係る努力義務について、文言を追加するものです。</p> <p>附則の第1項として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。</p> <p>第2項は、第8条の3第2項の規定について、経過措置として、令和6年3月31日までは、利用乳幼児の見落とし防止装置を備えることが困難な場合の代替えの措置について、規定するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (向井忠幸)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第4号 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (向井忠幸)	異議なしと認めます。 議案第4号 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
12:00	〃	ここで昼食のため休憩といたします。 13時30分まで休憩といたします。
13:30	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
日程11	〃	日程 11 議案第5号 真狩村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第5号 真狩村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 真狩村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和5年3月10日提出 真狩村長 岩原清一 次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料の1ページをお開きください。 改正理由につきましては、こちらも児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例について所要の改正を行うものです。 議案第4号と同じ理由により本条例を改正するもので、第7条の2(安全計画の策定等)、第7条の3(自動車を運行する場合の所在の確認)及び2ページの第14条(衛生管理等)については、議案第4号と同趣旨の規定となります。 第13条の2は、放課後児童健全育成事業については、業務継続計画の策定等に係る努力義務について、規定することとされており、感染症や非常災害の発生時における業務継続・再開を図るための業務継続計画の策定、職員への計画内容の周知、必要な研修・訓練の定期的な実施、必要に応じた計画変更に係る努力義務規定を新設するものです。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>3 ページの附則の第 1 項として、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。</p> <p>第 2 項は、第 7 条の 2 について、経過措置として、令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務とすることを規定するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
	議 長 (向井忠幸)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 5 号 真狩村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 5 号 真狩村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p>
日程 12	〃	<p>日程 12</p> <p>議案第 6 号 真狩村地下水保全条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長	<p>議案第 6 号 真狩村地下水保全条例の一部改正について</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	(長 船敏行)	<p>真狩村地下水保全条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和5年3月10日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料の1ページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、地下水の採取による枯渇及び地盤沈下などの環境の悪化防止を強化するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>第6条は、無秩序な地下水の採取を防ぐため、許可を受けなければならない井戸の吐出口の断面積の定義をより厳格にするため、必要な事項を追加するものです。</p> <p>第7条の2は、第6条第1項の許可を受けようとする者に対し、影響調査や影響がある場合の必要な措置に係る義務規定を新設するものです。</p> <p>第8条は、第7条の2の新設により条文を整理するものです。</p> <p>2ページの第12条は、地下水の採取の許可を受けた者に対し、村への報告義務として、規則で規定する水量測定に加え、水位測定を追加することから条文を整理するものです。</p> <p>附則としてこの条例は、公布の日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (向井忠幸)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第6号 真狩村地下水保全条例の一部改正についてを採決します。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 13	議 長 (向井忠幸)	<p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第6号 真狩村地下水保全条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>日程 13</p> <p>議案第7号 債権の放棄についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第7号 債権の放棄について</p> <p>下記のとおり債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めます。</p> <p>令和5年3月10日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>提案理由につきましては、真狩村農業振興資金の債権放棄となりますが、債務者が解散し、清算にあたり回収不可能な債権を放棄するために提案するものです。</p> <p>債権放棄の内容につきましては、</p> <p>1 債権の名称は、真狩村農業振興資金です。</p> <p>2 債務者は、清算株式会社 真狩フラワー振興公社 代表清算人 長船敏行</p> <p>3 債権の額は13,483,765円です。</p> <p>4 放棄の理由は、本件の真狩村農業振興資金につきましては、農業振興のためにフラワーセンターの管理運営を委託する法人の円滑な運営を図ることを目的に平成10年6月24日に2千万円の貸付けを行い、当初償還期間は平成18年6月23日でしたが、これまでに250万円の償還はされたものの、残りの1,750万円については、償還金を賄う純利益金がないため、現状で令和5年6月23日まで償還延期を承認している状況の中、債務者である株式会社 真狩フラワー振興公社は令和4年3月31日をもって存続期間満了により解散しました。同年4月より清算を開始し、その結果4,016,235円は償還されるものの、残りの13,483,765円につい</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (向井忠幸)	<p>ては、債務超過となり、債権の回収が見込めないためです。</p> <p>村の貴重な資金を返済することができない現状を謹んでおわび申し上げます。誠に申し訳ありません。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第7号 債権の放棄についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第7号 債権の放棄については、原案のとおり可決されました。</p>
日程 14	〃	<p>日程 14</p> <p>議案第8号 債権の放棄についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第8号 債権の放棄について</p> <p>下記のとおり債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>令和5年3月10日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>提案理由につきましては、水道使用料の債権放棄となりますが、水道使用料については、私法上の権利に基づいて発生する私債権で債権回収には裁判手続が必要となり、そして不納欠損する場合には、議会の議決が必要となる非強制徴収債権に分類されております。支払に係る債権を放棄し、不納欠損処理をするために提案するものです。</p> <p>債権放棄の内容につきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 債権の名称は水道使用料です。 2 債務者は記載のとおりでございます。 3 債権金額は 27,000 円です。 4 放棄の理由は、債務者は平成 26 年に村外に転出しており、私債権に係る消滅時効の期間が満了していること及び居所不明であることから債権の回収が見込めないためでございます。 <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (向井忠幸)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 8 号 債権の放棄についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 8 号 債権の放棄については、原案のとおり可決されました。</p>
日程 15	〃	<p>日程 15</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船 敏 行)	<p>議案第9号 令和4年度真狩村一般会計補正予算(第11号)を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> <p>議案第9号 令和4年度真狩村一般会計補正予算(第11号)</p> <p>令和4年度真狩村一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億707万5千円とする。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>(繰越明許費)</p> <p>第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。</p> <p>(地方債の補正)</p> <p>第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。</p> <p>令和5年3月10日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは歳出より説明しますので、14ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、1目、30万円の減額です。8節 旅費がコロナの影響による執行残により減額となります。</p> <p>2款、1項、3目、10万円の減額です。14節 工事請負費が執行残により減額となります。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当した事業の額の確定により財源更正がありまして、国道支出金を1万円減額し、その分一般財源を増額するものです。他の科目においても同じ理由により財源更正がありますが、以後の説明は省かせていただきます。</p> <p>4目、24節 積立金、185万7千円の減額です。内訳として、真狩村ふるさと応援基金積立金500万円の減額です。寄附金の収入見込みが予算額を下回るため、減額分を基金積立金から減額するものです。</p> <p>森林環境譲与税基金積立金143千円の追加です。この後説明する民生費の誕生記念品の財源に充当しておりましたが、執行残がありましたので、基金に積立するものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>地域福祉基金積立金 300 万円の追加です。1 名の村民の方から地域医療等に活用してほしいということで寄附金の採納がありましたので、基金に積立するものです。</p> <p>7 目、企画費は、財源更正となります。</p> <p>8 目、236 万 7 千円の減額です。財源更正及び 7 節 報償費、15 ページの 12 節 委託料、13 節 使用料及び賃借料は、ふるさと応援寄附金の減額により関連する経費を減額するものです。14 節 工事請負費、18 節 負担金, 補助及び交付金は、事業費の確定等により減額するものです。</p> <p>4 項、3 目 道知事・道議会議員選挙費 171 万 1 千円の追加です。道知事選挙は 3 月 23 日、道議会選挙は 3 月 31 日告示、4 月 9 日投開票日となっており、令和 4 年度分の執行経費となる 1 節 報酬 9 万 5 千円、16 ページの 3 節 職員手当等 54 万 9 千円、10 節 需用費 35 万 3 千円、11 節 役務費 13 万 6 千円、12 節 委託料 57 万 8 千円を追加するものです。</p> <p>3 款、1 項、1 目、14 万 9 千円の減額です。財源更正及び 27 節 繰出金が国民健康保険事業特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため減額するものです。</p> <p>3 目、253 万 1 千円の追加です。原油価格の高騰による施設等の燃料費や料金の値上げによる電気料の不足分を追加するものです。12 節 委託料、17 ページの生活支援ハウス指定管理料は、灯油、18 節 負担金, 補助及び交付金の老人デイサービス運営補助金は、灯油と電気料、そして職員の異動による人件費の増額分、居宅介護支援運営補助金は、重油と電気料による追加となります。</p> <p>なお、燃料費と電気料については、他の科目においても同じ理由により追加がありますが、以後の説明は省かせていただきます。</p> <p>5 目、125 万 7 千円の減額です。12 節 委託料、福祉タクシー利用助成事業委託 1 万 5 千円の追加です。利用者の増により追加するものです。18 節 負担金, 補助及び交付金 127 万 2 千円の減額です。事業費の確定により減額となります。</p> <p>9 目、12 節 委託料 16 万 1 千円の追加です。内訳として、地域包括支援センター運営委託 27 万 1 千円の追加、施設の重油と電気料の不足分を追加するものです。講師派遣委託 11 万円の減額、コロナによりセミナーの開催を中止したため減額するものです。18 ページの 18 節 負担金, 補助及び交付金 123 万 1 千円の追加です。事業費の確定により追加となります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>2 項、1 目、14 万 3 千円の減額です。7 節 報償費が執行残により減額となります。</p> <p>2 目、児童福祉施設費は、財源更正となります。</p> <p>3 目、136 万円の減額です。19 節 扶助費が給付額の確定により減額となります。</p> <p>5 目、247 万 7 千円の減額です。1 節 報酬、3 節 職員手当等、4 節 共済費、8 節 旅費については、子育て支援センター臨時支援員の採用を予定しておりましたが、応募がなく減額するものです。</p> <p>19 ページの 4 款、1 項、1 目、135 万 4 千円の減額です。1 節 報酬、3 節 職員手当等、4 節 共済費について、代替の臨時管理栄養士の採用を予定しておりましたが、応募がなく減額するものです。</p> <p>2 目、21 万 5 千円の追加です。財源更正及び 12 節 委託料 106 万 3 千円の減額です。執行残により減額となります。22 節 償還金, 利子及び割引料 127 万 8 千円の追加です。内訳として、国庫補助金返還金 27 万 1 千円の追加、20 ページの国庫負担金返還金 100 万 7 千円の追加です。前年度の補助金及び負担金の額の確定により返還するものでございます。</p> <p>3 目、15 万円の減額です。12 節 委託料が執行残により減額となります。</p> <p>4 目、10 節 需用費、消耗品費 23 万 1 千円の追加、11 節 役務費、通信運搬費 5 千円の追加につきましては、12 月に補正した出産・子育て応援交付金の事務経費分を追加するものです。12 節 委託料 28 万 7 千円の追加です。内訳として、妊婦健康診査委託 22 万 6 千円の追加、産後ケア訪問事業委託 6 万 1 千円の追加です。受診者等の増加により追加するものです。22 節 償還金, 利子及び割引料、国庫補助金返還金 6 万 3 千円の追加です。前年度の補助金の額の確定により返還するものです。</p> <p>5 目、56 万 3 千円の追加です。財源更正及び 27 節 繰出金が国民健康保険診療所事業特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため追加となります。</p> <p>2 項、3 目、86 万 9 千円の減額です。21 ページの 10 節 需用費 25 万 8 千円の追加です。内訳として、電気料 19 万 2 千円の追加、上下水道料 6 万 6 千円の追加、不足分を追加するものです。12 節 委託料 112 万 7 千円の減額です。それぞれ実績見込みにより減額及び追加となります。</p> <p>4 目 22 万 3 千円の減額です。18 節 負担金, 補助及び交付金が実績見込みにより減額となります。</p> <p>3 項、1 目、5 万 4 千円の減額です。27 節 繰出金が簡易水道事業特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため減額となります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>5 款、22 ページの 1 項、2 目、27 万 8 千円の減額です。1 節 報酬、冬季就労者対策事業パートタイム職員報酬については、応募者がいなかったため、減額するものです。</p> <p>6 款、1 項、3 目、34 万 7 千円の減額です。1 節 報酬、4 節 共済費、8 節 旅費が執行残により減額となります。</p> <p>4 目、15 万円の減額です。財源更正及び 18 節 負担金、補助及び交付金がコロナの影響による視察研修の中止により減額となります。</p> <p>23 ページの 5 目、18 節 負担金、補助及び交付金、担い手確保・経営強化支援事業助成金 1,500 万円の追加です。意欲的な取組により農業経営の発展を図ろうとする担い手の農業機械等の導入を支援するための国の補助事業となりますが、1 経営体が事業採択となったため、追加するもので、翌年度に繰越して実施されます。</p> <p>8 目、1,731 万 1 千円の減額です。18 節 負担金、補助及び交付金が道営水利施設等保全高度化事業費の確定により減額となります。</p> <p>2 項、1 目、105 万 5 千円の減額です。財源更正及び 18 節 負担金、補助及び交付金が事業費の確定により減額となります。</p> <p>2 目、233 万円の減額です。24 ページの 18 節 負担金、補助及び交付金が実施面積の減少により減額となります。</p> <p>7 款、1 項、1 目、100 万円の減額です。18 節 負担金、補助及び交付金が執行残により減額となります。</p> <p>2 目 観光費及び 3 目 活性化推進費は、財源更正となります。</p> <p>4 目、1 万 1 千円の減額です。キャンプ場の使用料の減額に伴う財源更正及び 18 節 負担金、補助及び交付金がコロナにより事業が実施できなかったため減額となります。</p> <p>8 款、2 項、1 目、226 万 3 千円の減額です。12 節 委託料と 25 ページの 14 節 工事請負費が執行残により減額となります。</p> <p>2 目、1 節 報酬、道路管理等臨時作業員報酬 1 万 4 千円の追加です。村道除雪の作業時間の増加により追加するものです。</p> <p>3 目、1,582 万 1 千円の追加です。1 節 報酬、10 節 需用費のうち軽油、26 ページの 12 節 委託料、13 節 使用料及び賃借料は、村道除雪の作業時間等の増加により追加するものです。また、10 節 需用費のうち電気料は、不足分の追加、機械器具等修繕は、ロータリ除雪車や除雪トラックなどの故障による不足分を追加するものでございます。</p> <p>3 項、1 目、11 万 4 千円の減額です。14 節 工事請負費が執行残により減額となります。</p> <p>5 項、1 目、19 万 9 千円の減額です。27 節 繰出金が公共下水道事業</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため減額となります。</p> <p>10 款、1 項、2 目 教育委員会事務局費及び 27 ページの 2 項、1 目 学校管理費は、財源更正となります。</p> <p>3 項、1 目、116 万 6 千円の追加です。財源更正及び 10 節 需用費 106 万円の追加です。灯油と電気料の追加となります。18 節 負担金, 補助及び交付金 10 万 6 千円の追加です。3 月 9 日から 12 日、名寄市で開催されている「全日本中学生選抜スキー大会」のクロスカントリー競技に中学生 1 名が出演しております。その出演経費を補助するため追加するものです。</p> <p>2 目 維持修繕費は、財源更正となります。</p> <p>4 項、1 目、10 節 需用費、灯油 61 万 8 千円を追加するものです。</p> <p>3 目 実験実習費は、財源更正となります。</p> <p>28 ページの 4 目、10 節 需用費 39 万 9 千円の追加です。重油と電気料の追加となります。</p> <p>5 項、1 目、21 万 1 千円の減額です。18 節 負担金, 補助及び交付金は、事業費の確定等により減額するものです。</p> <p>6 項、1 目、10 節 需用費 23 万 6 千円の追加です。重油と電気料の追加となります。</p> <p>29 ページの 2 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 19 万 2 千円の追加です。3 月 10 日から 12 日、長野県木島平村で開催されている「ジュニアオリンピックカップスキー大会」のクロスカントリー競技に小学生 1 名が出演しております。その出演経費を補助するため追加するものです。</p> <p>12 款、1 項、1 目、3 節 職員手当等、一般職の時間外勤務手当 5 万 8 千円の追加です。出産・子育て応援交付金の事務に係る職員の時間外手当を追加するもので、全額、国庫補助金の対象となります。</p> <p>13 款、1 項、1 目 元金は、財源更正で、公営住宅関係の地域住宅交付金が追加となりましたので、公債費に充当するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額 28 億 450 万 2 千円、補正額 257 万 3 千円の追加、補正後の額 28 億 707 万 5 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、9 ページを御覧ください。</p> <p>12 款、1 項、2 目、844 万 9 千円の減額です。1 節 農業費負担金が事業費の確定により減額となります。</p> <p>13 款、1 項、1 目、119 万 2 千円の減額です。1 節 商工使用料が使用料の確定により減額となります。</p> <p>14 款、1 項、1 目、72 万円の減額です。2 節 児童手当負担金が支給額の確定により減額となります。4 節 児童福祉費負担金が前年度の負</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>担金の精算により追加するものです。</p> <p>2目、25万円の減額です。1節 保健事業負担金が事業費の確定により減額となります。</p> <p>10ページの2項、2目、15万1千円の減額です。1節 障害者福祉費補助金が事業費の確定により減額となります。</p> <p>3目、2節 母子保健衛生費補助金26万2千円の追加です。内訳として、妊娠出産包括支援事業補助金5万6千円の追加です。産後ケア訪問事業費の増額により追加するものです。出産・子育て応援交付金20万6千円の追加です。事務費分の追加となります。</p> <p>4目、1節 公営住宅補助金、地域住宅交付金1,395万4千円の追加です。公営住宅の家賃の低廉化に伴う交付金が追加となります。2節 防災・安全社会資本整備総合交付金、道路事業交付金31万1千円の減額です。事業費の確定により減額となります。</p> <p>6目、116万4千円の減額です。1節 農業費補助金が事業費の確定により減額となります。</p> <p>15款、1項、1目、20万8千円の減額です。3節 児童手当負担金が支給額の確定により減額となります。6節 児童福祉費負担金が前年度の負担金の精算により追加するものです。</p> <p>11ページの2項、3目、2節 母子保健衛生費補助金、出産・子育て応援交付金5万円の追加です。事務費分の追加となります。</p> <p>4目、1節 農業費補助金1,040万円の追加です。内訳として、強い農業づくり事業補助金1,500万円の追加です。歳出で説明した担い手確保・経営強化支援事業に対する補助金となります。基盤整備特別対策事業補助金460万円の減額です。事業費の確定により減額となります。</p> <p>2節 林業費補助金143万8千円の減額です。事業費の確定により減額となります。</p> <p>3項、1目、1節 総務費委託金、北海道知事・北海道議会議員選挙執行経費162万5千円の追加です。選挙の執行に対する道の委託金となります。</p> <p>17款、1項、1目、1節 一般寄附300万円の追加です。歳出で説明したとおり村民の方から寄附金の採納がありましたので、追加するものです。</p> <p>2目、500万円の減額です。1節 ふるさと応援寄附金が寄附金の収入見込みが予算額を下回るため減額するものです。</p> <p>12ページの18款、1項、1目、537万5千円の減額です。1節 財政調整基金繰入金歳入歳出予算の調整のため減額となります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>3 目、12 万 7 千円の減額です。1 節 ふるさと応援基金繰入金について、真狩村文化団体協議会補助金の財源としておりますが、事業費の確定により減額するものであります。</p> <p>20 款、3 項、2 目、1 節 農業振興資金貸付金元利収入、農業振興資金貸付金元金 400 万 6 千円の追加です。議案第 7 号の「債権の放棄について」で説明したとおり、株式会社真狩フラワー振興公社に貸付けを行った真狩村農業振興資金の残額 1,750 万円のうち、解散に伴う清算の結果により債権放棄を議決いただいた、13,483,765 円を削除した額から北海道信用金庫出資金 1 万円分は、信金より直接村の会計に返金がありますので、その分を除いた 4,006,235 円の償還金について、予算措置するものです。</p> <p>4 項、1 目、1 節 介護保険地域支援事業受託金 16 万 1 千円の追加です。事業費の確定により追加するものです。</p> <p>21 款、1 項 村債、650 万円の減額です。1 目 総務債、13 ページの 3 目 農林水産業債、4 目 土木債においては、節区分に記載のとおり減額となりますが、いずれも事業費の確定により減額するものです。</p> <p>歳入合計、補正前の額 28 億 450 万 2 千円、補正額 257 万 3 千円の追加、補正後の額 28 億 707 万 5 千円となるものです。</p> <p>次に、第 2 表 繰越明許費について説明しますので、5 ページを御覧ください。次年度に繰越して実施する事業として、6 款 農林水産業費、1 項 農業費、担い手確保・経営強化支援事業 1,500 万円です。事業概要につきましては、歳入歳出で説明したとおりですが、今回はトラクター、移植機、ロータリーなどの農業機械を購入するもので、年度内までに納入される見込みがないことから繰り越すものです。</p> <p>7 款 商工費、1 項 商工費、羊蹄山自然公園施設整備事業 137 万円です。自然公園に設置しているファミリートリム現代木登り遊具の修繕工事となりますが、部品の製造が予定より遅れ、冬期間となりましたが、現場の状況から雪解け後でないと施工できないため繰り越すものです。</p> <p>次に、第 3 表 地方債補正について説明しますので、6 ページを御覧ください。</p> <p>村有施設解体撤去事業債から北 8 線社新道線道路改良事業債までにつきましては、先ほど村債の減額の理由を説明させていただきました。今回の補正に伴い、補正後の額に限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がなく記載のとおりでございます。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 16	議 長 (向井忠幸)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 9 号 令和 4 年度真狩村一般会計補正予算(第 11 号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 9 号 令和 4 年度真狩村一般会計補正予算(第 11 号)は、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>日程 16</p> <p>議案第 10 号 令和 4 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第 10 号 令和 4 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)</p> <p>令和 4 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 190 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,794 万 9 千円とする。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和5年3月10日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは歳出より説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>1 款、1 項、2 目、18 節 負担金, 補助及び交付金, 後志広域連合負担金 249 万 8 千円の減額です。広域連合における国民健康保険分賦金の減額によるものでございます。</p> <p>4 款、1 項、1 目、24 節 積立金, 基金積立金 439 万 8 千円の追加です。前年度繰越金の追加や後志広域連合負担金の減額による余剰分を積立するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額 1 億 2,604 万 9 千円、補正額 190 万円の追加、補正後の額 1 億 2,794 万 9 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6 ページを御覧ください。</p> <p>3 款、1 項、1 目、1 節 一般会計繰入金 14 万 9 千円の減額です。歳入歳出予算の調整のため減額するものです。</p> <p>4 款、1 項、1 目、1 節 繰越金, 前年度繰越金 204 万 9 千円の追加です。今回の補正により留保財源全額を予算措置いたしました。</p> <p>歳入合計、補正前の額 1 億 2,604 万 9 千円、補正額 190 万円の追加、補正後の額 1 億 2,794 万 9 千円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
	議 長 (向井忠幸)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 17	議 長 (向井忠幸)	これから議案第 10 号 令和 4 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 10 号 令和 4 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 17 議案第 11 号 令和 4 年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第 11 号 令和 4 年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 1 号) 令和 4 年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 17 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,069 万 1 千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。 (地方債の補正) 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。 令和 5 年 3 月 10 日提出 真狩村長 岩原清一 それでは歳出より説明しますので、8 ページをお開きください。 1 款、1 項、1 目、17 万 4 千円の減額です。17 節 備品購入費が既存予算の執行残により 27 万円の減額、自動尿分析装置 9 万 6 千円の追加となります。健康診断等での尿の分析に使用しておりますが、故障し修理不能のため、更新するものです。 歳出合計、補正前の額 3,086 万 5 千円、補正額 17 万 4 千円の減額、補

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>正後の額 3,069 万 1 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、7 ページをお開きください。</p> <p>1 款、1 項、1 目、33 万 7 千円の減額です。1 節 へき地医療対策事業補助金が医療機器購入の事業費の確定により減額となります。</p> <p>2 款、1 項、1 目、56 万 3 千円の追加です。1 節 一般会計繰入金歳入歳出予算の調整のため追加となります。</p> <p>4 款、1 項、1 目、40 万円の減額です。1 節 医療機器整備事業債が医療機器購入の事業費の確定により減額となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額 3,086 万 5 千円、補正額 17 万 4 千円の減額、補正後の額 3,069 万 1 千円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
	議 長 (向井忠幸)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 11 号 令和 4 年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 11 号 令和 4 年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。</p>
日程 18	〃	日程 18

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>議案第 12 号 令和 4 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号) を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長 船 敏 行)	<p>議案第 12 号 令和 4 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)</p> <p>令和 4 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号) は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 312 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,445 万 8 千円とする。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和 5 年 3 月 10 日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは歳出より説明しますので、7 ページをお開きください。</p> <p>2 款、1 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金、北海道後期高齢者医療広域連合保険料等負担金 312 万 2 千円の追加です。歳入の徴収保険料の額の確定により負担金を追加するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額 3,133 万 6 千円、補正額 312 万 2 千円の追加、補正後の額 3,445 万 8 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6 ページを御覧ください。</p> <p>1 款、1 項、1 目、1 節 現年度分特別徴収保険料 44 万 7 千円の追加です。2 節 現年度分普通徴収保険料 267 万 5 千円の追加です。本年度の徴収保険料の額の確定により追加するものです。</p> <p>歳入合計、補正前の額 3,133 万 6 千円、補正額 312 万 2 千円の追加、補正後の額 3,445 万 8 千円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願います。</p>
	議 長 (向 井 忠 幸)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 19		これで質疑を終わります。
	議 長 (向井忠幸)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 12 号 令和 4 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 12 号 令和 4 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 19 議案第 13 号 令和 4 年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第 13 号 令和 4 年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号) 令和 4 年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 655 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 718 万 7 千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。 (地方債の補正) 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。 令和 5 年 3 月 10 日提出

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>真狩村長 岩原清一</p> <p>歳出より説明しますので、9ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、2目、191万3千円の減額です。14節 工事請負費が執行残により減額となります。</p> <p>3目、464万5千円の減額です。8節 旅費、10節 需用費、12節 委託料、14節 工事請負費が執行残により減額となります。</p> <p>歳出合計、補正前の額2億1,374万5千円、補正額655万8千円の減額、補正後の額2億718万7千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>2款、1項、1目、298万6千円の減額です。1節 水道使用料は、収入見込みが予算額を下回るため減額となります。</p> <p>3款、1項、1目、130万5千円の減額です。1節 簡易水道事業費補助金が事業費の確定により減額となります。</p> <p>5款、1項、1目、5万4千円の減額です。1節 一般会計繰入金歳入歳出予算の調整のため減額となります。</p> <p>6款、1項、1目、1節 繰越金、前年度繰越金78万7千円の追加です。今回の補正により留保財源全額を予算措置いたしました。</p> <p>8ページの8款、1項、1目、300万円の減額です。1節 簡易水道事業債が事業費の確定により減額となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額2億1,374万5千円、補正額655万8千円の減額、補正後の額2億718万7千円となるものです。</p> <p>次に第2表 地方債補正について説明しますので、4ページをお開きください。</p> <p>簡易水道事業債につきましては、今説明したとおりでございます。今回の補正に伴い、補正後の額に限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がなく記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (向井忠幸)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 20	議 長 (向井忠幸)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 13 号 令和 4 年度真狩村簡易水道事業特別会計補正 予算(第 4 号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませ んか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 13 号 令和 4 年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 20 議案第 14 号 令和 4 年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第 14 号 令和 4 年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号) 令和 4 年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)は、次に 定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 219 万 4 千円を減 額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 234 万 4 千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。 令和 5 年 3 月 10 日提出 真狩村長 岩原清一 歳出より説明しますので、7 ページをお開きください。 1 款、1 項、1 目、34 万 6 千円の減額です。26 節 公課費が消費税の

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>額の確定により減額となります。</p> <p>2目、184万8千円の減額です。10節 需用費、灯油4万5千円の追加です。原油価格の高騰による施設の燃料費の不足分を追加するものです。</p> <p>12節 委託料189万3千円の減額です。執行残により減額するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額1億2,568万2千円、補正額219万4千円の減額、補正後の額1億2,348万8千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>2款、1項、1目、199万5千円の減額です。1節 下水道使用料は、収入見込みが予算額を下回るため減額となります。</p> <p>3款、1項、1目、19万9千円の減額です。1節 一般会計繰入金が入歳入歳出予算の調整のため減額となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額1億2,568万2千円、補正額219万4千円の減額、補正後の額1億2,348万8千円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (向井忠幸)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第14号 令和4年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 21	議 長 (向井忠幸)	異議なしと認めます。 議案第 14 号 令和 4 年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号) は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 21 議案第 15 号 村道路線の廃止についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第 15 号 村道路線の廃止について 道路法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり村道路線を廃止したので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。 令和 5 年 3 月 10 日提出 真狩村長 岩原清一 整理番号 23 番 路線名は、旭 1 号線 起点 字桜川 207 番地 1、終点 字桜川 263 番地 1 でございます。 次のページに位置図を添付しておりますので、場所について確認願いたいと思います。 廃止の理由につきましては、令和 5 年度の道営水利施設等保全高度化事業の区画整理工事において、村道旭 1 号線の一部区間で農地と段差が生じ、出入りに支障を来すことから一体的に整備する必要がありますが、村道のままでは本事業で整備が出来ないため、一旦村道を廃止します。そして、事業完了後に再び村道に認定することを予定しております。 以上、御審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長 (向井忠幸)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。	

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 22	議 長 (向井忠幸)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 15 号 村道路線の廃止についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 15 号 村道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 22 議案第 16 号 特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について 議案第 17 号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正について 議案第 18 号 真狩村ふれあい広場設置及び管理に関する条例の一部改正について 議案第 19 号 真狩村温泉保養センター設置及び管理に関する条例の一部改正について 議案第 20 号 令和 5 年度真狩村一般会計予算 議案第 21 号 令和 5 年度真狩村国民健康保険事業特別会計予算 議案第 22 号 令和 5 年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計予算 議案第 23 号 令和 5 年度真狩村後期高齢者医療特別会計予算 議案第 24 号 令和 5 年度真狩村簡易水道事業特別会計予算 議案第 25 号 令和 5 年度真狩村公共下水道事業特別会計予算 を一括議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第 16 号から議案第 25 号までの条例の改正及び令和 5 年度各会計予算について、大要を御説明申し上げます。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>提出案件に関する説明資料で説明しますので、そちらの1ページをお開きください。</p> <p>議案第16号 特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正につきましては、真狩村監査委員条例の改正により、監査委員は、議員のうちから選任しない規定になったことから監査委員の議会選出委員の職制及び報酬を削除し、識見を有する委員を代表委員と委員に区分して、その報酬を設定するなど所要の改正をするものです。</p> <p>議案第17号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正につきましては、北海道が示した標準保険税率を踏まえた国民健康保険税率の見直しなど所要の改正をするものです。</p> <p>議案第18号 真狩村ふれあい広場設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、パークゴルフ場の利用促進を図るため、新たに回数券を導入し、その料金を設定するなど所要の改正をするものです。</p> <p>議案第19号 真狩村温泉保養センター設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、まっかり温泉の利用促進を図るため、小学生未満の入館料金を無料にし、また、回数券を料金据置きのまま枚数を増やすなど所要の改正をするものです。</p> <p>続きまして、各会計予算について説明します。</p> <p>議案第20号 令和5年度 真狩村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の規模は、27億375万5千円で、前年度より1億1,126万1千円の増額になりました。</p> <p>増額した理由は、前年度の重点事業であった移住定住促進のための道の共済住宅購入に係る住宅及び土地の購入や屋上防水及び外壁工事などの完了による減額分はあるものの、下記に記載のとおり道の営水利施設等保全高度化事業負担金、フラワーセンター・キッズパーク整備工事などの重点事業や倶知安厚生病院第2期整備費用負担金などの増額分により、総じて前年度対比4.3%の増加となりました。</p> <p>重点事業としては、新規事業としてフラワーセンターの利用促進や村内の子供たちの集約的な遊び場の確保を図るためのフラワーセンター・キッズパーク整備工事9,000万円、定住促進を図るため、民間活力を利用した社の森ふれあいタウンの分譲地に隣接する道路整備として、村道北8線社新道線道路改良舗装工事4,600万円、地域の脱炭素化の推進のための村有林植栽工事403万5千円や中学校体育館照明器具取替工事273万5千円、化学肥料の高騰に対する農業経営の継続支援のための化</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>学肥料価格高騰対策支援事業補助金 200 万円です。また、継続事業で農業生産の安定を図るため、圃場整備である道営水利施設等保全高度化事業負担金 7,480 万円です。</p> <p>2 ページの議案第 21 号 令和 5 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の規模は、1 億 3,237 万 9 千円で、前年度より 987 万 7 千円の増額になりました。</p> <p>増額した理由は、後志広域連合負担金が、所得の増により保険税の増加が見込まれることから増額になるなど、前年度対比 8.1%の増加となりました。</p> <p>重点事業としては、継続事業で後志広域連合負担金 1 億 2,897 万 5 千円、特定健診委託 163 万 2 千円です。</p> <p>議案第 22 号 令和 5 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の規模は、2,748 万 9 千円で、前年度より 337 万 6 千円の減額となりました。</p> <p>減額した理由は、新型コロナウイルス感染症対策により実施したエアコン設置工事の完了や医療機器の購入費の減額などにより、前年度対比 10.9%の減少となりました。</p> <p>重点事業としては、継続事業で医療機器費、X線一般撮影装置や骨密度測定装置などの購入費 1,341 万 7 千円です。</p> <p>議案第 23 号 令和 5 年度 真狩村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の規模は、3,613 万 2 千円で、前年度より 337 万 4 千円の増額となりました。</p> <p>増額した理由は、北海道後期高齢者医療広域連合負担金が、現役世代並みの収入のある被保険者の増により保険料の増加が見込まれることから増額になるなど、前年度対比 10.3%の増加となりました。</p> <p>重点事業としては、継続事業で北海道後期高齢者医療広域連合負担金 3,510 万 5 千円、健診委託 66 万円です。</p> <p>3 ページの議案第 24 号 令和 5 年度 真狩村簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の規模は、1 億 4,903 万 1 千円で、前年度より 6,162 万 1 千円の減額になりました。</p> <p>減額した理由は、水道施設の老朽化に伴い平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間で実施した機械電気計装、旧営農用水区域の配水管の更新事業が完了したことなどにより、前年度対比 29.3%の減少となりました。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>た。</p> <p>重点事業としては、継続事業で公営企業会計移行に伴う企業会計システムを導入するための北海道自治体情報システム協議会負担金 632 万 6 千円、計量法に基づく各家庭の量水器の取替工事 1,871 万 1 千円です。</p> <p>議案第 25 号 令和 5 年度 真狩村公共下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の規模は、1 億 1,812 万 6 千円で、前年度より 445 万 8 千円の減額になりました。</p> <p>減額した理由は、公共下水道事業の公営企業会計移行のため、令和 3 年から 4 年度の継続費として実施した固定資産調査及び評価が完了したことや、浄化センター内の機械器具等修繕費の減額により、前年度対比 3.6%の減少となりました。</p> <p>重点事業としては、継続事業でこちらも公営企業会計移行に伴う企業会計システムを導入するための北海道自治体情報システム協議会負担金 455 万 2 千円です。</p> <p>一般会計・各特別会計予算の総額は、31 億 6,691 万 2 千円となり、前年度より 5,505 万 7 千円増額の 1.8%の増加となりました。</p> <p>一般会計から特別会計への繰出金状況につきましては、合計で 2 億 3,724 万 6 千円となり、前年度より 492 万 4 千円の増額となりました。</p> <p>以上、条例改正及び各会計予算案件の計 10 件につきまして、提案理由の概要を説明しました。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (向井忠幸)	<p>提案理由の説明が終わりましたので、お諮りします。</p> <p>議案第 16 号から議案第 25 号までについては、7 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第 16 号から議案第 25 号までについては、7 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。</p>
	〃	<p>次に、ただいま設置されました予算特別委員会に対し、地方自治法第</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	議 長 (向井忠幸)	異議なしと認めます。 したがって、予算特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定しました。
	〃	お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長を除く全議員を指名したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く全議員を選任することに決定しました。
	〃	予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員長は議長から、副委員長は予算特別委員長から指名したいと思います。御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認め、委員長を私から指名いたします。 委員長には、福田恵子君を指名します。
	〃	お諮りします。 ただいま指名しました福田恵子君を委員長に選任することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認め、福田恵子君を予算特別委員長に選任することに決定しました。 なお、委員長のほうから挨拶を兼ねて副委員長の御指名をお願いします。 福田恵子君

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
14 : 42 散会	6 番 (福田恵子)	<p>委員長就任につきまして、ただいま予算特別委員会が設置され、委員長の御指名をいただきました。責任の重さに身の引き締まる思いでございますが、付託されました案件が慎重に審査できるように、円滑な議事運営、進行に努めたいと思いますので、委員の皆様におかれましては御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>なお、副委員長には、安藤義明議員を指名したいと思いますので、御快諾くださいますようお願いを申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。</p>
	議 長 (向井忠幸)	<p>お諮りします。</p> <p>ただいま委員長より指名されました安藤義明君を副委員長に選任することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認め、安藤義明君を予算特別委員会副委員長に選任することに決定しました。</p>
	〃	<p>以上で、本日の日程は全部終了しました。</p> <p>会議規則第 10 条第 1 項の規定によって、11 日及び 12 日は休会とします。</p>
	〃	<p>13 日は、午前 10 時までに議場に御参集願います。</p> <p>本日は、これで散会します。</p>